

【件名】

中野区バリアフリー基本構想の改定について

【要旨】

「中野区バリアフリー基本構想（以下、現構想）」の改定に向けた検討状況について以下のとおり報告する。

1. 中野区バリアフリー基本構想改定の背景

区は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」に基づき平成27年4月に現構想を策定し、重点整備地区を中心に駅や道路、公園、建築物等の公共施設のバリアフリー化に取り組んでいる。

一方、現構想の策定以降、高齢化の更なる進展や、バリアフリー法の改正による移動等円滑化促進方針制度の創設等、バリアフリーを取り巻く環境にも変化が生じていること等から、令和6年度より現構想の改定作業を進めてきたところである。

改定作業では、区民アンケートや障害者団体等へのヒアリング等により現状のバリアフリーに対する意見聴収や課題抽出を進め、現構想における重点整備地区並びにバリアフリー化事業（特定事業）の見直しや、移動等円滑化促進方針制度を新たに反映させる等、現構想の改定によりバリアフリー化の一層の推進を図っていく。

2. 中野区バリアフリー基本構想改定協議会の設置

バリアフリー法第24条の4第1項及び第26条第1項に基づく協議会を令和6年8月に設置し、現構想の改定に向けた検討を行っている。

(1) 構成

学識経験者（3名）、高齢者及び障害者団体等の代表者（6名）、公共交通事業者（9名）、関係行政機関（5名）、区職員（9名）

(2) 任期

2年

3. 改定の主な方向性

(1) 移動等円滑化促進地区及び重点整備地区の選定

バリアフリー法の改正を踏まえ、面的・一体的なバリアフリー化の必要性が高い地区として、区内の鉄道駅周辺を新たに「移動等円滑化促進地区」に位置付ける。

また、その中からバリアフリー化事業の実施が特に必要であり、バリアフリー化を重点的・一体的に実施する地区として「重点整備地区」を選定する。

(2) 移動等円滑化促進方針の制定

バリアフリー法の改正を踏まえ、移動等円滑化促進地区内における面的・一体的なバリアフリー化の方針を新たに位置付ける。

(3) 教育啓発特定事業の位置付け

重点整備地区において定める特定事業について、心のバリアフリー推進のための学校と連携した教育活動や、住民等の関係者の理解増進、又は移動等円滑化の実施に必要な啓発活動に関する取組等を検討する。

4. これまでの経過及び今後の予定

令和6年	8月	第1回協議会(改定に向けた取組内容、スケジュールの説明等)
	11月	第2回協議会(現構想の進捗確認、促進方針に係る説明等)
令和7年	3月	第3回協議会(移動等円滑化促進地区・重点整備地区の選定)
	6月	第4回協議会(重点整備地区のまち歩き点検について)
	10月	第5回協議会(改定素案の提示)
	11月	改定素案の意見交換会
令和8年	1月	第6回協議会(改定案の提示)
	2月	改定案のパブリック・コメント手続き
	3月	第7回協議会(中野区バリアフリー基本構想の改定)